

地方公共団体における「歩切り」の撤廃に向けた先進的な取組事例

- 品確法の改正(H26.6)、入札契約適正化指針の改正(H26.9)により、「歩切り」が品確法第7条第1項第1号に違反することが明確化。
- 総務大臣・国土交通大臣から知事・議長等あて、「歩切り」は厳に行わないこと、必要に応じた予定価格設定の見直しを直ちに行うことを要請(H26.10)。
- これらを踏まえ、以下のとおり、一部の地方公共団体において、長のリーダーシップの発揮、行政・議会・業界が一体となった取組が活発化。

～ 地方公共団体における先進的な取組～

- ◆ 熊本県・・・県内25市町村が歩切りを実施していることを踏まえ、県町村会評議員会、副市町村長研修、県市長会秋季定例会などを通して首長らに働きかけを実施。(平成26年11月7日県建設業協会と県建設産業団体連合会が出席した県議会建設常任委員会にて説明)
- ◆ 石川県・・・平成26年度内での「歩切りの廃止」について、歩切りの実施が確認されていた県内8市町と個別に直接交渉し、廃止の合意を得る(平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明)。その後、平成27年4月から県内19市町全てにおいて歩切りが撤廃されたことを確認。
- ◆ 愛媛県・・・県内20市町全てにおいて、国から示された歩切りの定義を踏まえ、「予定価格を設計書金額と同額」とし、端数処理も取りやめることを合意の上、1月から運用を開始(歩切りの「完全撤廃」)。
- ◆ 奈良県・・・一部の市町村における歩切りの実施が確認されたことを踏まえ、4月1日までに歩切りを廃止することを県内39市町村全てと確認。(平成27年3月16日奈良県地域発注者協議会にて確認)
- ◆ 栃木県・・・歩切りの実施が確認されていた一部市町に、平成26年9月頃から個別訪問するなどして交渉し、平成27年度からの歩切りの撤廃の合意を得る。(県内全市町における歩切り撤廃を平成27年度から完全実施)
- ◆ 福島県・・・歩切り根絶に向けて財務規則施行通達に「歩切りを行わない」と明文化。(平成27年4月1日より施行)
- ◆ 大分県・・・一部の市町村で歩切りが行われていたが、地方公契連などで周知するとともに歩切りを行っている団体に個別に交渉し、今年度から県内18市町村全てにおいて歩切りが撤廃された。(平成27年6月26日九州・沖縄ブロック監理課長等会議)
- ◆ 宮崎県・・・一部の市町村で歩切りが行われていたが、品質確保協議会での周知や個別交渉等により平成27年7月から県内26市町村全てにおいて歩切りが撤廃された。